

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きは、  
翌日が休日に当たる場合)

告

示

鳥取県告示第六百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十三年十一月十五日現在  
の地番による。）

新たに生じた土地  
の面積

米子市祇園町二丁目三三の六〇、三三の六三、三三の六七、  
三三の六九、三三の七一、二四一の一、二四一の三、二四  
二の五、二四二の一、二四二の一六、二四二の二八、二  
四四の五、二四四の一、二四四の一三、二四六の三、二  
四六の四、二四七、二四七の五、二四八の一、二五八の三、  
二五九の一、二六〇の一、二六一の八、二六二の一及び二

二五八平方メートル  
の面積

これらと一体をなす国有地並びに陰田町六一五の三、六一五  
の四、六一六の一、六一七の一、六一八の一、六一八の二、  
六一〇の一、六一〇の二、六二一の一、六二一の二及びこれ  
らと一体をなす国有地の地先

◆内水面漁場管公示

あゆの採捕の禁止

平成元年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十六条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を新設する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年五月三十日

新たに画する町  
の名称

同上の区域（昭和六十三年十一月十五日現在の地番によ  
る。）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

錦海町一丁目  
錦海町二丁目

祇園町二丁目三三の六三、三三の六七、三三の六九、二四  
二の二、二四二の三、二四二の五、二四二の一六、二四二  
の二八の地先の公有水面埋立地

1 鳥取県行政書士会の会費を引き上げること。  
2 行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の限度額を引  
き上げること。

一 変更事項  
二 変更事項の施行の日

平成元年五月二十九日

祇園町二丁目三三の六〇、三三の六三、三三の六七、三三  
の六九、三三の七二、二四二の二、二四二の三、二四二  
の五、二四二の一、二四二の一六、二四二の二八、二四四  
の五、二四四の一、二四四の三、二四六の三、二四六  
の四、二四七、二四七の五、二四八の一、二五八の三、二  
五九の一、二六〇の一、二六一の八、二六二の一及びこれ  
らと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地  
陰田町六一五の三、六一五の四、六一六の一、六一七の一  
の地先の公有水面埋立地

### 鳥取県告示第六百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成元年五月三十日

### 鳥取県告示第六百十八号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を平成元年五月二十九日認可したので、行政書士法施行細則（昭和二十六年總理府令第五号）第十七条第二項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所  
泊村役場

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	平成元年五月十五日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	平成元年五月十六日
佐野薬局	米子市上後藤一〇一—五	平成元年五月十五日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九—一	平成元年五月十六日

## 鳥取県告示第六百二十号

泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業簡易地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年五月三十日

## 鳥取県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町	単県土地改良事業小原地区ば場整備	昭和六十一年二月四日

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年五月三十一日から二十日間

## 鳥取県告示第六百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
中山町	農村総合整備モデル事業住吉地区は場整備	昭和六十年十二月十六日
"	浜田地区区画整理	昭和六十三年七月八日
"	八重地区 "	昭和六十三年八月二十七日
"	農村地域定住促進対策事業松河原地区農道整備	昭和六十年三月三十日
"	長野地区 "	昭和六十二年十一月二十日
"	用用排水	平成元年三月二十日
松河原地区農業		

## 鳥取県告示第六百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米子市	調査を行った者の名称	調査時期行つた地	成果の名称	域調査を行つた地
昭和二年及び昭和六年度	昭和二年及び昭和六年度	大菜町（大字六	國及び地籍簿	昭和二年及
尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部	尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部	東伯郡大菜町大	尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部	尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部
平成元年五月三十日	認証年月	平成元年五月三十日	平成元年五月三十日	平成元年五月三十日

## 鳥取県告示第六百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大菜町	調査を行つた者	調査時期行つた地	成果の名称	域調査を行つた地
大菜町（大字六	昭和二年及	大菜町（大字六	東伯郡大菜町大	昭和二年及
尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部	尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部	尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部	尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部	尾瀬戸（一部）及び西穂波（一部）の一部
平成元年五月三十日	認証年月	平成元年五月三十日	平成元年五月三十日	平成元年五月三十日

## 鳥取県告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定をする。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西平八〇七の二・八〇七の四・字勝  
田川頭東平八〇八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥  
取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十六号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があ  
つたので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（水準重力測量）

二 作業期間 平成元年六月二十日から同年十月十一日まで

三 作業地域 米子市、西伯郡岸本町、淀江町及び日吉津村並びに日野郡  
日南町、日野町、溝口町及び江府町

鳥取県告示第六百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十一月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第八百四十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字上宝殿

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成元年5月30日 火曜日

## 鳥取県公報

鳥取市吉成七七九一四〇

日本海産業株式会社

代表取締役 岸野高春

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成元年二月二日 鳥取県指令受都計三一一第三十二号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市八幡字西石橋

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市永江一一四

梅国秀徳

## 鳥取県告示第六百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成元年四月二十四日 鳥取県指令受米土維第五号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

## 鳥取県告示第六百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

## 鳥取県公報

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西伯郡日吉津村大字日吉津一五一三一六

曾根 清

## 公安委員会告示

## 鳥取県告示第六百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年五月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

## 鳥取県公安委員会告示第四十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

遊技機の種類	型	製造業者名
ダンスマシン	ダンスマシン	ダンスマシン
スパーキー	スパーキー	スパーキー
トリプルチャレンジャー	トリプルチャレンジャー	トリプルチャレンジャー
トリプルジョイP	トリプルジョイP	トリプルジョイP
ロータリーマシン	ロータリーマシン	ロータリーマシン
カルテット	カルテット	カルテット
豊丸産業株式会社		

収用の部分 岩美郡国府町宮下地内  
使用の部分 該当なし

三 事業期間  
平成元年五月二十三日から平成二年三月三十一日まで

四 事業地

ぱちんこ遊技機

ポセイドン一〇A

ショットガンII

ベータ

サクラA

スリラー

チャンスホール

マジック

ドッグマン二

プレジデントP-七

株式会社ソフィア

奥村遊機株式会社

## 内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成元年五月三十日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹内勉

採捕を禁止する河川		禁止する漁法 （竿釣、投網及び引懸（ゾロ））	禁止する期間 （平成元年六月一日から同月十八日正午まで）
河川名	区域		
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）			
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）			
三 天神川水系に係る河川		投網及び引懸（ゾロ）	平成元年六月一日から同月十五日正午まで
四 日野川水系に係る河川		投網	平成元年六月一日から同月十一日正午まで
投網	竿釣及び引懸（ゾロ）		平成元年六月一日から同月十日まで
平成元年六月一日正午まで	平成元年六月一日から同月十八日正午まで		

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が平成元年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

平成元年五月三十日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹内勉

免 番 号	第五種共同漁業権者	漁場	の区域	増殖目標量		の造成床の面積(平方メートル)	成棲えびの増量(平方メートル)	いばらの稚魚せきの道の上削め上げ及び放び(回)
				種 苗	の放流			
内 五 号 共	内 四 号 共	内 三 号 共	内 二 号 共	内 一 号 共	免 許 漁業権者 の名称	あ ゆ (千尾)	の し ら う お (平 方 メ ト ル)	の し ら う お (平 方 メ ト ル)
同東郷組合	同湖山池漁業協	業協同組合	天神川漁業協	千代川漁業協	に日野川水系漁	に日野川水系漁	の ま ご 性 (千尾)	の ま ご 性 (千尾)
東郷湖	湖山池	に係る河川水系	に係る河川水系	に係る河川水系	七五〇	二五〇	七五〇	一〇・四〇
					一〇	一〇	一〇	一〇
					六〇	二〇	一〇	一〇
					一〇	一〇	一〇	一〇
					二五	六〇	五〇	五
					六〇	六〇		
					一〇〇	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	四〇〇
					六	六〇〇	六〇〇	六

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長十センチメートル以上のものとする。